

文化が活^いきる京都の推進に関する条例（案）

（前文）

京都は、長く日本の歴史の中心にあり、国内の各地域や世界各国との多様な交流が進む中で、異なる考え方や新しい技術等との出会いを通じて、京都の人々の「こころ」が培われ、京都の文化を育んできた。こうした文化が人々の暮らしの基盤として、長い歴史の中で、豊かな人間性を涵^{かん}養し、地域への誇りや愛着を醸成するとともに、新しい価値創造や技術革新を進める原動力となってきた。

京都では、国宝や重要文化財、能・狂言等の伝統芸能、茶道、華道、食等の暮らしに息づく生活文化、伝統産業等が生まれ、受け継がれてきた。また、南北に広がる府内の各地域でも、長い歴史の中で豊かな自然の恵みや気候・風土、生業等の暮らしの基盤と密接に関係した伝統芸能や祭礼等、多様な文化があらゆる分野において有機的な関わりがある中で生まれ、地域ごとの魅力を創り出しており、世界の人々を惹き付ける強みともなっている。

さらには大学等の知の集積が進むとともに、京都の人々の進取の気質から、多くのベンチャー企業を輩出し、伝統産業を基盤とした企業や世界規模で活動する企業を生み出すなど、京都は、現代日本の文化的、経済的な基盤を創り上げてきたと言える。

これからの京都府の一層の発展には、全ての府民が大切に受け継いできた京都の文化に誇りと愛着を持ち続けるとともに、府民の様々な活動の中に文化を活^いかしていくことが重要である。

よって、京都の文化を将来にわたり継承し、大切に育てるとともに、文化に親しみ、学び、新たな文化の価値の創造につなげるなど、社会のあらゆる分野で文化を活^いかす施策を地域とともに総合的に取り組むことで、地域の活性化や産業振興・経済成長が持続的に図られ、誰もが平和で心豊かに暮らせるあたたかい京都府を実現するとともに、文化で世界に貢献していく京都府をめざして、この条例を制定する。

（定義）

第1条 この条例において「文化が活^いきる京都の推進」とは、社会のあらゆる分野において、京都の文化（京都において創造され、又は継承されてきた文化

及びその文化的所産をいう。以下同じ。)が将来にわたって継承され、並びに現在及び将来の府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学ぶことができる機会が提供されることその他京都の文化を活かした多様な取組が実施されることで新たな文化的価値が持続的に創造される社会の実現に資する施策の推進をいう。

(基本理念)

第2条 文化が活きる京都の推進は、京都の文化を府民の多様な文化的経済的諸活動に活かしていくことが、社会の発展、人々の相互理解及び温かき心豊かに暮らせる温かい生活の実現に資するものであることについての国内外の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 文化が活きる京都の推進は、府民の自主性に配慮しつつ、府民が京都の文化に誇りと愛着を持って生活し、及び活動することができるよう、行われなければならない。

3 文化が活きる京都の推進は、国内外の多様な機会を通じて、京都の文化が地域間及び国内外の交流の促進に資するよう、行われなければならない。

4 文化が活きる京都の推進は、文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の社会のあらゆる分野における有機的な連携の下に、行われなければならない。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化が活きる京都の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国の文化に関する施策の推進に寄与するよう取り組むものとする。

3 府は、文化が活きる京都の推進において府民及び市町村が果たす役割の重要性に鑑み、地域における文化が活きる京都の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、府民及び市町村相互間の連携が図られるよう努めるものとする。

(基本指針)

第4条 知事は、文化が活きる京都の推進に関する施策の総合的かつ効果的な

推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針は、文化が活^いきる京都の推進に関する施策の方向性及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、文化が活^いきる京都推進審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（推進体制の整備）

第5条 府は、府民、国、市町村等と連携して、文化が活^いきる京都の推進を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

（文化が活^いきる京都推進審議会）

第6条 第4条第3項の規定による知事の諮問のほか、文化が活^いきる京都の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、文化が活^いきる京都推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化が活^いきる京都の推進に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（調査研究の推進）

第7条 府は、文化が活^いきる京都の推進に必要な調査研究を行うものとする。

（財政上の措置）

第8条 府は、文化が活^いきる京都の推進に必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京都府文化力による未来づくり条例の廃止)

2 京都府文化力による未来づくり条例(平成30年京都府条例第27号)は、廃止する。

(京都府文化力による未来づくり条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の京都府文化力による未来づくり条例第27条第1項の規定により置かれている京都府文化力による未来づくり審議会(以下「旧審議会」という。)は、文化が活^いきる京都推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第6条第4項の規定により文化が活^いきる京都推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。